

# 「山口県人権推進指針（令和6年度改定版）」の概要について

## 第1 指針の趣旨と性格

### 1 指針の趣旨

幅広い人権課題への対応や、より一層の人権を尊重した行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために策定

### 2 指針の性格

- ・人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針
- ・市町や県民・民間団体・企業等にも、それぞれの役割に応じた取組を期待

## 第2 人権をめぐる状況と課題

### 1 国連の取組

「ビジネスと人権」、「持続可能な開発目標（SDGs）」

### 2 国内の動向

人権関連法の整備、「持続可能な開発目標実施指針」の策定、「ビジネスと人権」に関する行動計画

### 3 本県の取組

指針改定、県民意識調査の再度実施

### 4 人権課題等の状況

#### (1) 概況

子ども、高齢者、障害者などの問題に関わるさまざまな人権課題が存在し、社会変化等に伴い、新たな課題も顕在化

#### (2) 家庭、地域、職場、学校等における課題

それぞれの場において、さまざまな課題が存在

## 第3 指針の基本理念、キーワード

### 1 基本理念

人間尊重を基本的考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進

### 2 キーワード

「じゆう(自由)」、「びょうどう(平等)」、「いのち(生命)」

## 第4 施策の推進

### 1 人権を尊重した行政の推進

- (1) 人権尊重の視点に基づく行政の推進
- (2) 人権に配慮した各種取組の推進
- (3) 職員研修の充実等

### 2 人権教育及び人権啓発の推進

#### (1) 人権教育の推進

##### ア 学校における取組

- ・校内推進体制や全体計画等の整備・充実、学校と関係機関との連携の推進
- ・教職員の多様な研修機会の設定、指導資料の整備・充実
- ・安心して学べる学習環境づくり、互いの意見を尊重し協力して課題解決を図る集団づくりの推進

##### イ 地域社会における取組

- ・社会教育関係団体等の連携に基づく自主的取組の活性化
- ・多様な学習機会の提供、自主的な取組の中核となる指導者の養成

##### ウ 家庭教育への支援

- ・保護者への学習機会・情報提供の充実
- ・相談等の支援体制の整備・充実

#### (2) 人権啓発の推進

- ア 基本的人権を尊重するという普遍的視点からの啓発活動の計画的な推進
  - ・メディアを活用した広報、啓発イベントの開催
- イ 県民の自主的な人権学習への支援の促進
  - ・啓発指導者の養成、指針の活用、啓発情報の提供
- ウ 啓発内容や啓発手法の検討・実践

### 3 相談・支援体制の充実

#### (1) 相談体制の充実

- ・各相談機関の業務について相談機関相互の連携を強化
- ・県・市町の相談窓口における適切な対応
- ・相談機関等に関する情報提供の推進
- ・社会福祉施設等利用者に対する相談機能の充実
- ・相談員に対する研修の充実

#### (2) 相談者等への支援の推進

- ・相談機関と関係機関との連携強化による支援体制の充実

### 4 分野別施策の推進

本編資料（右欄に掲載）

## 第5 推進体制

### 1 それぞれの取組

#### (1) 県民

人権感覚を培うことやさまざまな人権問題を正しく理解するための自主的な取組

#### (2) 地域社会

さまざまな人権問題を地域で学びあうための活動などの自主的な取組

#### (3) 民間団体等

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組

#### (4) 企業

企業内における人権尊重の確保と自主的・計画的な啓発活動の推進、国によるビジネスと人権に関する行動計画の策定

#### (5) 市町

- ・地域に密着した人権教育・人権啓発活動の実施と自主的な取組への支援
- ・市民や町民の意見を反映するための推進組織等の設置

#### (6) 県

- ・国や市町等と連携した積極的な人権教育・啓発活動の推進
- ・市町や民間団体等の自主的な取組への支援
- ・「人権啓発活動ネットワーク協議会」を主要な啓発推進組織に位置づけ

### 2 推進体制

#### (1) 県の取組体制

- ・「人権施策推進審議会」の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進
- ・庁内関係課(室)で構成する「人権施策推進連絡会議」により、人権に係る諸施策を円滑に推進

#### (2) 自主的な取組への支援

県民等の自主的な取組を支援するための条件整備を推進

#### (3) 民間団体、企業、行政の連携・協力

民間団体や企業、行政が主体者としての認識のもと、相互に連携し、協力した取組を推進

## 【本編資料】分野別施策の推進

### 《男女共同参画に関する問題》

○第5次山口県男女共同参画基本計画（R3.3）等

### 《子どもの問題》

○やまぐち子ども・子育て応援プラン（R2.3）等

### 《高齢者問題》

○第8次やまぐち高齢者プラン（R6.3）等

### 《障害者問題》

○やまぐち障害者いきいきプラン（R6.3）等

### 《部落差別（同和問題）》

○部落差別解消推進法（H28.12）

### 《外国人問題》

○山口県多文化共生推進指針（R5.12）等

### 《罪や非行を犯した人の問題》

○第二次山口県再犯防止推進計画（R6.3）等

### 《犯罪被害者と家族の問題》

○山口県犯罪被害者等支援推進計画（R3.10）等

### 《環境問題》

○第4次山口県環境基本計画（R3.3）等

### 《インターネットにおける問題》

○プロバイダ責任制限法改正（R3.4・R6.5）等

### 《プライバシーの保護》

○個人情報保護に関する法律施行条例（R4.12）等

### 《拉致問題》

○本県の状況等

### 《インフォームド・コンセントの推進》

○（現行どおり）

### 《感染症の問題》

○新興感染症（新型コロナウイルス感染症等）への対応等

### 《ハンセン病問題》

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の改正（R1.11）等

### 《性の多様性に関する問題》

○LGBT理解増進法の制定（R5.6）等